

「投資・財務・法人所得税前利益」は「営業利益」か

—ASBJ、デイスクリージャー専門委員会—

去る12月1日、企業会計基準委員会では第7回デイスクリージャー専門委員会を開催した。今回は主に、12月のASAF会議で審議される予定の次のテーマについて、ASBJとしての発言案が検討された。

基本財務諸表—財務業績計算書における投資区分の表示

(1) 基本財務諸表プロジェクトと認識・測定に関する会計処理に関する論点との関係

基本財務諸表プロジェクトでは、認識・測定については検討しないとされている。しかし、たとえば「確定給付負債の純額から生じる利息費用」を財務費用に含めるべきかという論点は、その性質について認識・測定に関する議論に立ち返って検討すべきものと考えられる。そこで、各項目の会計的な性質を無視して画一的に表示・開示を決めることによって、比較可能性を損なう可能性があるという懸念を示すことが提案された。専門委員会からは、「会計処理と開示はセット。分けて検討するのは問題」「現在の進め方だと、開示の話に引っぱられて会計処

理が決まることになりかねない」など、事務局案に賛成する意見が多く聞かれた。

(2) 営業利益

第61回ASAF対応専門委員会(2017年12月10日号(No.1498)情報フラッシュ参照)では、「投資・財務・法人所得税前利益」に「営業利益」という名称を付けることに賛成する案が示されていた。

しかし、反対意見も多く聞かれたことから、事務局で再度検討が行われた結果、「投資・財務・法人所得税前利益」は「投資」と「財務」の残余として得られるものがあり、当該小計により達成しようとする目的が明らかではないとされた。そのため、当該小計がどのような情報を伝達すべきなのか明らかにされない限り、当該小計に「営業利益」という名称を付けることに反対する案が示された。専門委員会からは、「営業利益は、引き算ではなく積極的に定義すべき」など、事務局案に賛成する意見が多く聞かれた。

開示に関する取組み—「重要性がある」の定義

12月のASAF会議では、「重

要性がある」の定義についても審議が予定されているため、9月公表の公開草案「重要性がある」の定義(IAS1号およびIAS8号の修正案)へのコメントの方向性を審議することで行うこととされた。

事務局による分析の結果、本公開草案により「重要性がある」の定義が変更されたとしても、実務における「重要性がある」の閾値に影響はないとされており、基本的な方向性として、本公開草案の提案を支持することが提案された。

一方で、本公開草案は「重要性がある」の定義に、「覆い隠すこと(Obscuring)」という言葉を追加し、「情報は、それを省略したり、誤表示したり覆い隠したりしたときに、…利用者…行う意思決定に影響を与え…合理的に予想し得る場合には、重要性がある」とすることを提案している。これに対し、多数の専門委員会から、「概念フレームワークであればともかく、基準に『覆い隠す』という表現を入れるのには反対」「『覆い隠している』かの判断は難しく、実務が混乱する」などの反対意見が聞かれた。事務局でも、この点についてコメントをする方向で再検討される見込み。

財務省法人企業統計調査

—平成29年7～9月期調査

この調査は、統計法に基づく基幹統計として資本金1千万円以上の営利法人等を対象に、企業活動の短期的動向を把握することを目的として、四半期ごとの仮決算計数を調査しているものです。なお、平成20年度調査より、金融業、保険業を含めた調査を実施しています。以下は平成29年12月1日に発表した平成29年7～9月期の調査結果の概要です。

回答法人数 23,066社 (19,563社)
 回答率 72.7% (72.6%)
 ()書きは金融業、保険業を除いた数値です。

◆売上高(金融業、保険業を除く) 製造業、非製造業ともに増収

売上高は338兆6,999億円で、前年同期(323兆1,626億円)を15兆5,373億円上回り、対前年同期増加率(以下「増加率」という)は4.8%(前期6.7%)となりました。業種別にみると、製造業では、食料品、石油・石炭、電気機械などで減収となったものの、生産用機械、金属製品、化学などで増収となったことから、製造業全体では3.9%(同4.8%)となりました。一方、非製造業では、不動産業、物品賃貸業などで減収となったものの、卸売業、小売業、サービス業、建設業などで増収となったことから、非製造業全体では5.2%(同7.4%)となりました。

資本金階層別の増加率をみると、10億円以上の階層は5.5%(同7.1%)、1億円～10億円の階層は5.6%(同6.3%)、1,000万円～1億円の階層は3.7%(同6.5%)となりました。

◆経常利益(金融業、保険業を除く) 製造業は増益、非製造業は減益

経常利益は1兆8,928億円で、前年同期(1兆6,639億円)を9,289億円上回り、増加率は5.5%(前期22.6%)となりました。

業種別にみると、製造業では、輸送用機械、化学、生産用機械などで増益となったことから、製造業全体では44.0%(同46.4%)となりました。一方、非製造業では、卸売業、小売業、運輸業、郵便業、建設業などで増益となったものの、サービス業、情報通信業、不動産業などで減益となったことから、非製造業全体では△9.5%(同12.0%)となりました。

資本金階層別の増加率をみると、10億円以上の階層は1.1%(同20.4%)、1億円～10億円の階層は12.2%(同16.4%)、1,000万円～1億円の階層は12.2%(同32.2%)となりました。

◆設備投資(金融業、保険業を除く) 製造業、非製造業ともに増加

設備投資額は10兆7,920億円で、増加率は4.2%(前期1.5%)となりました。業種別にみると、製造業では、輸送用機械、業務用機械、化学などで減少したものの、電気機械、鉄鋼、石油・石炭などで増加したことから、製造業全体では1.4%(同△7.6%)となりました。一方、非製造業では、卸売業、小売業、電気業、運輸業、郵便業などで減少したものの、サービス業、物品賃貸業、建設業などで増加したことから、非製造業全体では5.9%(同6.9%)となりました。

資本金階層別の増加率をみると、10億円以上の階層は4.6%(同△0.8%)、1億円～10億円の階層は△1.4%(同7.6%)、1,000万円～1億円の階層は7.7%(同1.9%)となりました。

なお、ソフトウェア投資額は9,027億円で、増加率は3.3%(同11.2%)となり、ソフトウェア投資額を除いた設備投資額は9兆8,893億円で、増加率は4.3%(同0.6%)となりました。

前年同期比増加率の推移(金融業、保険業を除く)

(単位: %、億円)

区分	28.7-9	10-12	29.1-3	4-6	7-9	(実額)
売上高						
全産業	△1.5	2.0	5.6	6.7	3,386,999	4.8
製造業	△3.4	△0.1	4.3	4.8	981,471	3.9
非製造業	△0.7	2.8	6.1	7.4	2,405,528	5.2
経常利益						
全産業	11.5	16.9	26.6	22.6	178,928	5.5
製造業	△12.2	25.4	70.3	46.4	68,323	△4.0
非製造業	24.5	12.5	10.7	12.0	110,606	△9.5
設備投資						
全産業	△1.3	3.8	4.5	1.5	107,920	4.2
	(△1.4)	(3.3)	(5.2)	(0.6)	(98,893)	(4.3)
製造業	△1.4	7.4	1.0	△7.6	38,763	1.4
	(△2.0)	(7.8)	(1.1)	(△8.0)	(36,056)	(1.8)
非製造業	△1.3	1.9	6.3	6.9	69,156	5.9
	(△1.0)	(0.8)	(7.4)	(5.9)	(62,837)	(5.8)

(注) 設備投資の()書きは、ソフトウェア投資額を除いたベース。

財務省では、「法人企業統計調査」の公表の早期化を進めています。そのためには、調査票の早期回収が不可欠ですので、調査の対象となった法人は、必ず提出期限までに財務省(財務局・財務事務所)への提出をお願いします。なお、次回平成29年10～12月期の調査票の提出期限は平成30年2月13日、結果の公表は平成30年3月1日の予定です。

マクロ的視点以外にも必要な 金融緩和策の評価

日銀の原田審議委員は11月30日、福島県金融経済懇談会で現在の日銀の金融政策を比較的わかりやすい言葉で説明している。一部では、現在のような金融緩和策が続けば、ハイパーインフレ、円暴落、金利急上昇、債券価格暴落の懸念を主張する議論がみられる。これに対して、原田委員は「インフレはそれ自体に資産価値の回復をもたらすメカニズムがある」ために懸念するような事態にはならない、と主張している。興味深い議論で、確かにそういう側面はあるだろう。

原田委員はまた2%インフレ目標の必要性について、①消費者物価統計の上方バイアスのため、ゼロ%目標ではデフレを目指すことになる、②長期的には名目でみた均衡金利は低くなるため、インフレ率の上昇によって得られる名目金利の「のりしろ」が必要、③欧米など主要国が2%目標を持っているときに日本だけより低い目標では、円高により企業の投資計画に混乱を与える、といった趣旨が日銀の公式見解とした。そのうえで、②については過去と現在で日銀

の考え方は異なり、現在は物価上昇のモメンタムを確認して利上げを行う、③についても現在為替安定の効果が出ていているという自身の見方を披露した。

ただ、マクロ経済的にはそういえる場合でも、問題がまったくないわけではない。たとえば、債券市場の価格形成メカニズムが棄損したり、イールドカーブのフラット化により金融機関の収益が損なわれたりする弊害が起きていることは事実で、しかもこちらは将来ではなく現在進行中の問題である。

もちろん、日銀はイールドカーブ・コントロールという新しい手法を取り入れ、結果として表立っては目立たない緩和縮小の実施や、長期金利低下に歯止めをかけるなど、一定の措置を取っていることも確かだ。ただ弊害を完全に取除いたとは言いえないのが実情で、日本経済全体に及ぼすマイナスの影響は残っている。マイナス面にだけ焦点を当てるか、さらに深い議論を期待したい。

早いもので、今年も大掃除の時期がやってきました。筆者は、思い切つて不要になったモノを捨てると必ずよいことが起こります。ゴミ袋5袋分の不要物を捨てた直後に、ヘッドハンティングの電話が鳴ったこともありました。巷でいわれているように、「捨てる」とはやはり運氣を上げてくれるのだと思います。

この「捨てる」ことの必要性は、モノに限ったことではありません。新しい自分が変わつたり、仕事で次のフェーズに進むためには、「捨てる」ことが欠かせません。たとえば、仕事で昇進したにもかかわらず、今まで実施していた業務をそのままにしていれば、仕事量はどんどん増えていくものです。

ここで大切なのは、健康的で人生に満足のいく捨てる方をするということです。仕事量が増えて忙しくなつたという理由で睡眠時間を削つたり、家族との団欒など自分にとって大切な時間を減らしたりすることは、幸せな捨て方とはいえないでしょう。もちろん一時的にそのような方法もやむを得ないことがありますし、大変な時期を乗り越えることも職業人として価値ある経験でしょう。しかし、自分にとって大切な時間を「捨てる」ことが慢性的になつてしまふと、私たちは何のために働くのかという根源的な意味を見失ってしまうことがあります。また、何一つ捨てないで残業時を増やして、根性と体力で乗り切る働き方は、現実的に長く続けられません。

仕事において健康的で人生に満足のいく捨てる方とは、業務プロセスにおいて不要な作業をなくす、計画的に仕事を進める、効率化を行う、適切な業務

配分になるよう見直す、周囲に協力してもらうなどの工夫を行うことです。このように「捨てる」ことに真摯に取り組むと、時間的余裕や精神的余裕が生まれます。不思議なもので、そのような余裕（スペース）が生まれると、そのスペースに新たなチャンスが舞い込んできます。そのチャンスを「捨てる」ためには、また何かを「捨てる」必要が出てきます。

このように私たちは次々と

何かを捨てて、何かを捨てることで、自らの人生を進展させていきます。そして、それを繰り返すなかで、自分にとって大切なこと（残し続けたこと）は何で、大切でないこと（捨ててきたこと）が何かがわかつて、自身の人生において大切にしている価値観やその優先順位がますます明確になっていきます。

年末は職場と自宅の大掃除の時期ですが、仕事の進め方の大掃除、心の大掃除、人間関係の大掃除の時期でもあります。来年の仕事では何を捨てて何を残したいのか、自分の人生において来年はどのような優先順位をつけようか、人間関係で来年も続けていきたい人は誰で距離を置きたい人は誰なのか、あらゆる大掃除をするタイミングに最適です。無自覚な人も少なくなりますが、自宅がモノであふれると生活がしづらくなるものです。職場のデスクが散らかつていると、仕事の効率が落ちるものです。モノだけでなく、仕事に対する考え方や姿勢も、自分の生き方も、自分を取り巻く人間関係も同じことがいえます。今年の年末は、それらを全部まとめて大掃除してみませんか。きっと何かよいことが起こりますよ。

(メンタルクリエイター 江口 毅)



何かを捨てて、何かを捨てることで、自らの人生を進展させていきます。そして、それを繰り返すなかで、自分にとって大切なこと（残し続けたこと）は何で、大切でないこと（捨ててきたこと）が何かがわかつて、自身の人生において大切にしている価値観やその優先順位がますます明確になっていきます。

年末は職場と自宅の大掃除の時期ですが、仕事の進め方の大掃除、心の大掃除、人間関係の大掃除の時期でもあります。来年の仕事では何を捨てて何を残したいのか、自分の人生において来年はどのような優先順位をつけようか、人間関係で来年も続けていきたい人は誰で距離を置きたい人は誰なのか、あらゆる大掃除をするタイミングに最適です。無自覚な人も少なくなりますが、自宅がモノであふれると生活がしづらくなるものです。職場のデスクが散らかつていると、仕事の効率が落ちるものです。モノだけでなく、仕事に対する考え方や姿勢も、自分の生き方も、自分を取り巻く人間関係も同じことがいえます。今年の年末は、それらを全部まとめて大掃除してみませんか。きっと何かよいことが起こりますよ。

(メンタルクリエイター 江口 毅)

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考	掲載号
2017年11月30日	「租税特別措置法に係る所得税の取扱い(源泉所得税関係)について」の一部改正について(法令解釈通達)	国税庁	所得税法等の一部を改正する等の法律(平成29年法律4号)の施行等に伴い、法令解釈通達および事務運営指針について所要の改正を行い11月28日付で発遣されたもの。 (租税特別措置法) http://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kaishaku/tsutatsu/kobetsu/shotoku/sochiho/kaisei/171127/index.htm (不納付加算税) http://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kaishaku/jimu-unei/shotoku/gensen/kaisei/171127/index.htm (重加算税) http://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kaishaku/jimu-unei/shotoku/gensen/kaisei/171127-2/index.htm	—
2017年11月30日	「源泉所得税及び復興特別所得税の不納付加算税の取扱いについて」の一部改正について(事務運営指針)			—
2017年11月30日	「源泉所得税及び復興特別所得税の重加算税の取扱いについて」の一部改正について(事務運営指針)			—
2017年12月1日	監査役の見点によるコーポレートガバナンス・コードの分析—適用2年目における開示事例等の分析—	日本監査役協会	2016年11月の『「コーポレートガバナンス・コード(第4章)」の開示傾向と監査役としての視点—適用初年度における開示分析—』公表以降の実務上の問題点等を踏まえ、開示傾向の変化の確認等を行い、より実務に役立つ内容を目指したものの。 http://www.kansa.or.jp/news/briefing/post-397.html	—
2017年12月1日	選任等・報酬等に対する監査等委員会の関与の在り方—実態調査を踏まえたベストプラクティスについて—	日本監査役協会	2016年11月に取りまとめた「選任等・報酬等に対する監査等委員会の意見陳述権行使の実務と論点—中間報告としての実態整理—」で整理した論点をさらに深掘りし、意見陳述権に係る監査等委員会の活動についてベストプラクティスを提示したものの。 http://www.kansa.or.jp/news/briefing/post-398.html	—

アベノミクスと実体景気

証券

証券市場とは、まず株式の価格決定の場、つまり資本コスト決定の場である。さらに債券の売買、流通市場でもある。そこで長期金利が決まり、負債コストが決定される。それをみながら企業は資金調達意思決定を行う。企業金融のハイライトである。

しかし、最近、各国の証券市場は、株価の決定が飛び抜けて大きな意義を持つようになったのではない。やや極論ではあるが、多くの国では株価が上昇しさえすれば、経済状況が改善するという傾向が強まってきたようにみえる。

このため、証券市場の議論といいながら、話題が株価に集中しがちになる。証券市場の観察者としては、視野が狭くなることを警戒しながら株価の動きに神経をとがらせているのである。

リーマン・ショックの震源地アメリカの経済成長率が低下すると、世界経済全体の成長率の低下がみられた。しかし、米経済が財政出動などで緩やかな回復に転じると、超緩和された資金が株式市場に向かい、米株価は着実に回復・上昇していった。すると、株式資産価値の増

加を背景に個人消費が立直りをみせ、それによって企業収益が改善し、また株価が上昇する。

世界最大の経済大国にして金融大国の米株価、米経済の立直りは、各国の対米輸出を増やす。それによって、世界中の株価を動意づかせ、その結果、各国の景気は緩やかに浮上してくる。

2017年、世界経済が事前予想を上回ったのは、株価の回復・上昇が景気押し上げ効果を発揮したからである。

アベノミクスは米株価、米経済と連動して日本株価、日本

経済を緩やかに上昇させてきたが、為替相場の方向いかんによつては、アメリカとは逆方向に動くことがある。アベノミクスは株価を上昇させただけ、企業収益を増加させただけ、実体景気は何らよくなっていないと、しばしば批判されるゆえんだ。

しかし、ここへきて設備投資の上振れがみられることが注目される。さらに来年春に目立った賃上げが実現すれば、アベノミクスの評価は変わるかもしれない。北朝鮮情勢をはじめ、リスク要因は事欠かないが、株価上昇の背景にある実体経済の改善にも目を向けたい。

経理用語の豆知識

適格合併における繰越欠損金の引継ぎ

適格合併を行った場合には、被合併法人の繰越欠損金について、合併する日の属する事業年度以降の各事業年度の分について合併法人に引き継ぐことが可能となる。ただし、支配関係発生日から合併事業年度開始の日までが5年未満の場合には、繰越欠損金の引継ぎについて制限が課される。その場合であっても、みなし共同事業要件を満たすときには、制限が課されないこととなる。

みなし共同事業要件は、①事業関連性、②事業規模、③事業規模継続、④前記②、③を満たさない場合には特定役員引継ぎの各要件を満たすことになる。①では事業が相互に関連しシナジー効果があること、②では売上金額、従業員、資本金の額またはこれらに準じるものの規模の割合がおおむね5倍を超えないことが必要となる。③では適格合併直前まで事業が継続して営まれ、規模の割合がおおむね2倍を超えないこと等、が挙げられている。